

## 随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部(MP2)橋梁下部工事
工事概要	本工事は、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備における平成26年度川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部(MP2)橋梁下部工事の継続工事であり、橋梁下部(MP2橋脚)の基礎・橋脚工及び調査工を施工するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 松永 康男 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
契約年月日	平成31年4月1日
契約業者名	五洋・清水特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	東京都文京区後楽二丁目2-8
契約金額(消費税込み)	1,414,930,000
予定価格(消費税込み)	1,389,219,035
随意契約によることとした理由	<p>本工事は、川崎港臨港道路東扇島水江町線のうち、京浜運河を横断する主橋梁部のMP2橋脚下部(鋼管矢板井筒基礎及び橋脚)を施工するものであり、平成27年3月から平成30年3月まで工期を確保し契約を行った。</p> <p>本橋梁は、京浜運河を航行する船舶の航行空間を確保するとともに、東京国際空港の空域制限をふまえて主塔高を抑えた構造形式となっており、東日本で最長の支間長を持つ斜張橋となる。MP2の基礎構造については、水深が約13mと深く、水面下6.2mの支持層に基礎工を構築するため、大水深、軟弱地盤、支持層が深い場合でも施工が可能な鋼管矢板井筒基礎を採用した。</p> <p>平成29年度は、井筒内の掘削、排水を実施したところ、鋼管矢板の変位・ひずみ計測値が管理基準値を超過したため、工事を一時中止し、軟弱地盤に対する対策検討を行う必要が生じた。対策工として高圧噴射攪拌工法による地盤改良工法を採用することとなり、平成29年度は試験施工を行い、平成30年度へ繰り越し実施工を行った。</p> <p>地盤改良工を進めるにつれ、排泥が試験施工時に想定していたものより粘性が高い土質性状であったため、排泥処理作業(施工面より栈台上までの高低差20mの揚土)中の配管目詰まり等が発生し、度々工事中断を余儀なくされた。対策として加水による解泥等により問題は解決されたが、結果、加水することによる排泥量が多くなったため、地盤改良の施工に時間を要した。</p> <p>また、地盤改良後の井筒内掘削において、4つある隔室の1つより細砂まじりの湧水が発生し、排水作業を並行しながら掘削作業を試みたが、湧水の影響により頂版コンクリート施工面における地盤の盤ぶくれが発生する可能性が生じたため、状況の把握、安全性確認のための調査ならびに対策検討に時間を要した。これらの事象により、既契約工事での完成は不可能となった。</p> <p>鋼管矢板井筒基礎による橋脚下部工の工事においては、鋼管矢板で締め切り、地盤を所要の深さまで掘削、山留支保工を設置し、井筒内を排水した状態で、頂版コンクリート及び橋脚を連続して構築するが、鋼管矢板(仮締切兼用)には長期間にわたり大きな水圧や土圧が作用するため、現場においては、鋼管矢板に生じる残留応力を規定値内に抑え、施工中の鋼管矢板としての機能を失わないように、山留支保工に作用する応力や鋼管矢板の応力等を絶えず計測・監視し、補強の要否や補強方法の判断に適切に反映させることが不可欠となる。</p> <p>前工事の実施後では、前工事の施工者が行った支保工の設計の詳細及び地盤改良工の追加に伴う鋼管矢板に生じる残留応力を予測する施工者固有の解析手法の詳細については、前工事の施工者以外では知り得ず、したがって、土圧や水圧等の計測結果から行った補強の要否、補強方法の判断の詳細も知り得ない。よって、一貫した判断に基づき、仮仕切兼用の鋼管矢板としての機能を失わず、施工の安全性を確保できるのは、前工事の施工者に限られることから、競争が存在しない。</p> <p>従って、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第13条第1項に規定する「既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき」に該当することから、随意契約を締結することが最も適切である。</p>
工事場所	川崎市川崎区京浜運河
工事種別	港湾土工工事
工期(自)	平成31年4月1日
工期(至)	令和3年2月26日
備考	